

# ご相談・お問い合わせ先

ふえふきししゃかいふくしきょうぎかい  
笛吹市社会福祉協議会

## 後見センターふえふき

(笛吹市成年後見制度利用促進中核機関)

受付時間: 午前8時30分～午後5時15分

〒406-0822

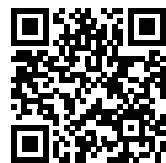
笛吹市八代町南917(笛吹市役所 八代支所1階)

メール [webmaster@fuefuki-shakyo.or.jp](mailto:webmaster@fuefuki-shakyo.or.jp)

TEL: 055-265-5182

FAX: 055-265-5183

ホームページ: <http://www.fuefuki-shakyo.or.jp/>



### 後見センターふえふきとは

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な方を法律的に保護する制度(成年後見制度)の利用支援や、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安だったり、お金の管理に困っている方への支援(日常生活自立支援事業)のほか、自分らしい生活を送る為の情報提供や相談なども行っています。

# 後見センターふえふき

成年後見制度・日常生活自立支援事業のご案内

自分らしい生活を送るために





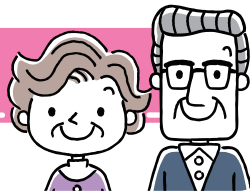
# 成年後見制度

## 成年後見制度とは

判断能力が十分でない方を法律的に保護する仕組みです。成年後見人などが、ご本人にかわって財産管理や、契約を行ったり、一緒に考えたりしながら、生活を支援します。

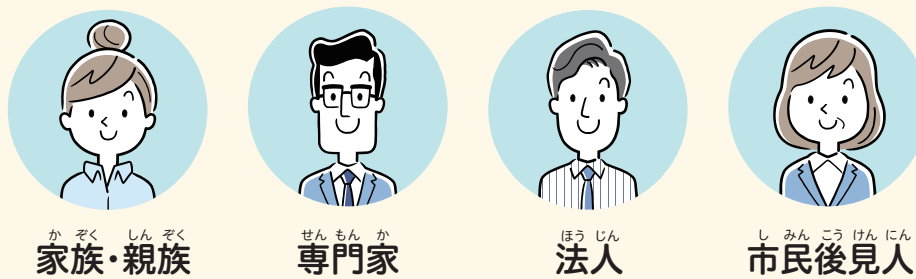
## 法定後見制度 ~ 今すぐに成年後見制度を必要としている方 ~

※すでに判断能力の低下が見られる方はこちらです。



### ① 候補者を選ぶ

ご自分の選んだ人を候補者とすることができます。



※候補者が必ずしも後見人となるわけではありません。

### ② 成年後見・保佐・補助 開始の申し立て

- 成年後見人** 判断能力が欠けるとき  
ご本人にかわって、契約などを行い、生活が円滑に営めるような財産管理を行います。ご本人の交わした契約を取り消すことができます。
- 保佐人** 判断能力が著しく十分でないとき  
家庭裁判所から認められた範囲で、ご本人に代わって契約や取り消しを行います。
- 補助人** 判断能力が十分でないとき  
家庭裁判所から認められた範囲で、ご本人に代わって契約や取り消しを行います。

## 成年後見制度Q&A

- Q** 申し立てをするための書類はどこにありますか？  
**A** 甲府家庭裁判所の後見係にお問合わせ下さい。また、最高裁判所のWEBページの「後見ポータルサイト」からダウンロードすることもできます。
- Q** 申し立て費用について教えてください  
**A** 裁判所に納める印紙代・切手代に1万円程度と診断書料金が掛かります。任意後見制度の場合は、契約時に手数料や印紙代に2万円～3万円程度の費用も掛かります。
- Q** 後見人の報酬は必要ですか？  
**A** 親族以外の第三者が後見人などになる場合は、ご本人の財産から報酬を支払います。任意後見制度の場合は報酬を前もって契約書の中で決めておきます。法定後見制度の場合は、家庭裁判所が報酬を決定します。

## 甲府家庭裁判所

- 準備** 甲府家庭裁判所で書類をもらい記入し、住民票などを取り寄せて必要書類を用意します。
- 申立て** 甲府家庭裁判所に必要書類を提出します。
- 調査** 甲府家庭裁判所がご本人や申立人、候補者、同意親族の照会や調査を行います。
- 審判** 甲府家庭裁判所が成年後見人などを選びます。
- 登記** 法務局に成年後見人などの情報が登録されます。

弁護士や司法書士に手続きを依頼することもできます。費用にお困りの方は、法テラスに相談できます。

申立てができるのは、ご本人や配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者などです。

### 必要書類

- 申立書(親族関係図、財産目録などを含む)
- ご本人の戸籍と住民票
- 候補者や受任者の住民票
- 登記されていないことの証明書
- 本人情報シート
- 診断書  収入印紙  郵便切手

## 任意後見制度 ~ 将来的に成年後見制度を利用したい方 ~

※今現在、判断能力に問題のない方はこちらです。

ご自分が選んだ後見人と事前に契約をしておきます。



### 任意後見監督人 選任の申し立て

判断能力の低下が見られたら、家庭裁判所に申し立てます。

- 任意後見監督人**  
任意後見人を監督し家庭裁判所と共にご本人を支援します。
- 任意後見人**  
ご本人があらかじめ契約した後見人が、契約内容に基づいて支援します。

## 笛吹市の取り組み

### 市長申し立て

ご本人や親族などが、なんらかの事情で家庭裁判所に申し立てをすることができない場合には、笛吹市が代わって家庭裁判所に申し立てを行うことがあります。

### 成年後見制度利用支援事業

申し立ての費用と成年後見人などの報酬を助成します。助成を受けるには収入などの一定条件を満たしている必要があります。





# 日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方を  
後見センターふえふきがお手伝いします。

日常生活自立支援事業では、次のようなお手伝いをいたします

## 福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心して  
利用できるように  
相談にのります。

福祉サービスを  
利用したいけれど  
どうしたら  
いいだろう...



## 日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせない  
お金の出し入れを  
お手伝いします。

生活費の計算や  
お金の使い方が  
うまくできないけれど、  
どうしたら  
いいだろう...



## 書類等の預かり

大切な書類や  
印鑑(ハンコ)などを  
安全にお預かりします。

実印や年金証書を  
どこに置いたか忘れて  
しまうけど、どうしたら  
いいだろう...



○ どのような福祉サービスがあるか調べてご案内します。福祉サービスを利用するための手続きをお手伝いします。

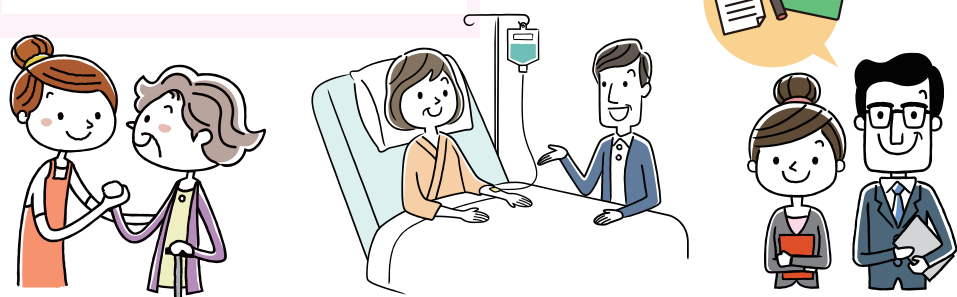
○ ご本人の生活にあわせてお金の使い方のご相談にのります。生活に必要なお金をご本人に代わり通帳から引き出してお渡しします。

○ 年金証書、定期預金通帳、不動産登記情報、契約書や実印、銀行印などをお預かりし、大切に保管します。

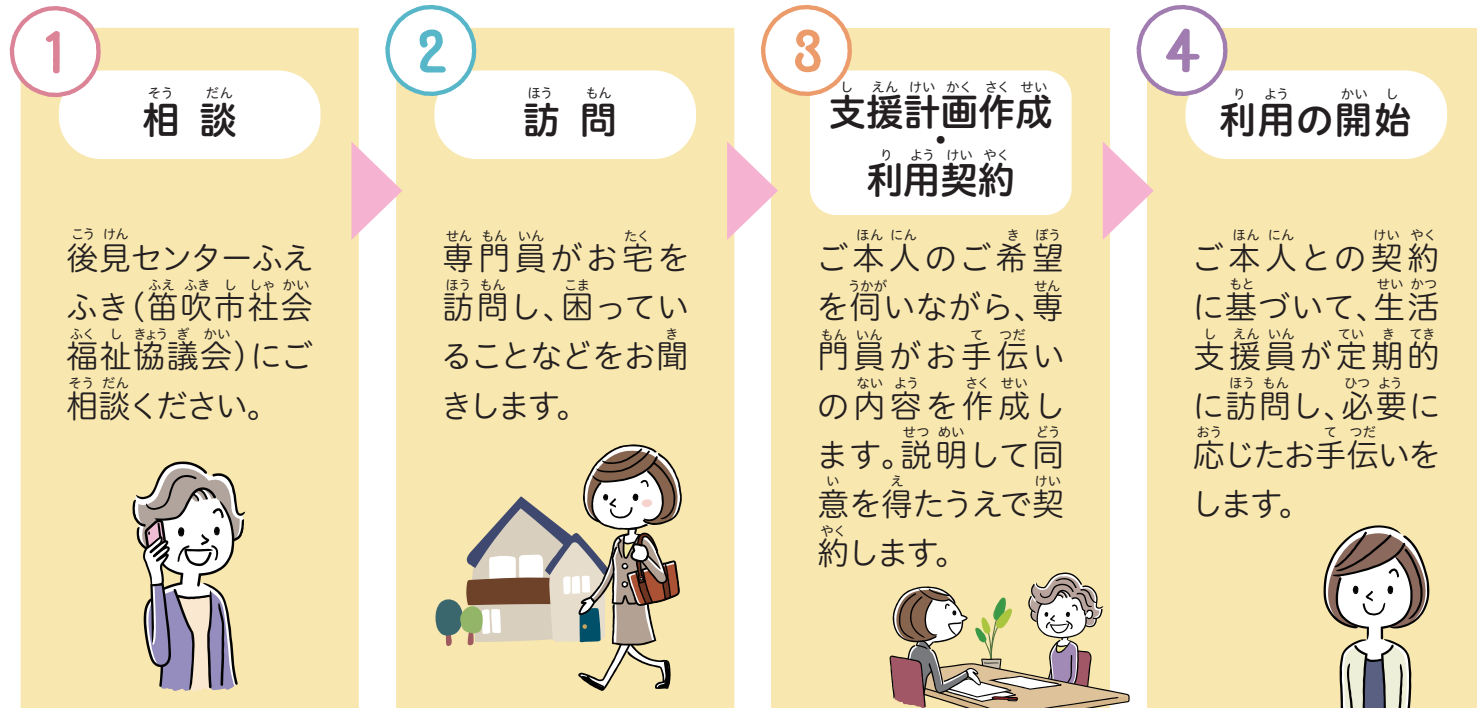
× 保証人、緊急時の連絡先になることや、ご本人に代わって施設の入所契約や病院の入院手続きなどをすること。

× 預貯金の資産運用や、確定申告、借金の返済などに関する高額な残高のある通帳の管理。

× 宝石、美術品、貴金属、書類などを預かること。



## ご利用の流れ



## 利用料金

福祉サービス利用援助・ 日常的な金銭管理サービス	1時間以内 1,000円 1時間を超えた場合、 15分ごとに250円を加算
援助に対する交通費	1kmあたり20円 ※1km未満は切り捨て
書類等預かりサービス (保管料)	月額300円 金融機関の貸金庫を利用して保管する場合は、 実費相当分を追加します。

## 日常生活自立事業Q&A

Q 成年後見制度とは  
違うのですか?

A 契約による支援となります。取消権がありません。多額の預貯金の管理はできません。施設入所契約の代理はできません。

Q どのような人が、  
利用できますか?

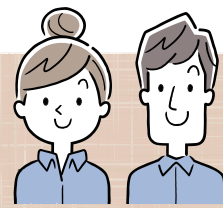
A 判断能力の低下が軽度であり、契約能力があることが必要です。また、ご本人に契約の意思があることが必要です。

Q 契約締結後、契約能力が  
低下してしまったらどう  
なりますか?

A 契約を終了させていただくと  
なります。その後は、成年  
後見制度などの利用を検討  
していただきます。



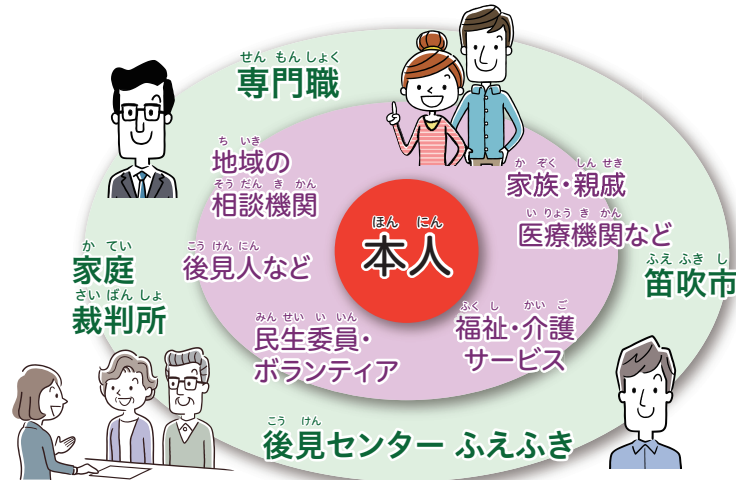
# ふえ ふき し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい 笛吹市社会福祉協議会



## こう けん と く 後見センターふえふきの取り組み

### ちゅう かく き かん ~ 自分らしい・その人らしい暮らしのために ~ 中核機関

成年後見制度が必要な方がその人らしく住み慣れた地域で暮らしていくためにご本人の意思を尊重しながらご本人を取り巻く様々な人たちが連携して支援する仕組みづくりや成年後見制度の利用促進活動などを行う機関です。



### そう だん 相談

適切な制度利用に向けて相談支援、情報提供などを行います。窓口だけでなく、ご自宅や入院・入所先へも説明に伺います。

### り よう そく しん 利用促進

市民後見人の養成や法人後見活動を行います。また、申立てや候補者にかかわる相談を受けたり助言や調整を行います。

### こう ほう 広報

成年後見制度の周知・普及のために市民の方や支援者の方向けに研修や講演会を開催します。また、パンフレットやチラシの作成・配布を行います。

### こう けん にん し えん 後見人支援

すでに後見人・保佐人・補助人として活動している方に対して定期報告書の書き方や後見業務に関する相談支援を行います。

## し みる こう けん にん よう せい かつ どう し えん 市民後見人の養成と活動支援

地域における身近な存在として、本人に寄り添い、その意思を尊重した支援を行える市民後見人等の育成のため、市民後見人養成研修を開催しています。また、その後の活動を支援しています。



# せい ねん こう けん やく だ でん わ ちよう 成年後見お役立ち電話帳



せい ねん こう けん もう した う け つけ  
成年後見の申立て受付  
こう ぶ か てい さい ばん し (こう けん がかり)  
甲府家庭裁判所(後見係) 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目10-7 055-213-2520

にん い こう けん けい やく むす  
任意後見契約を結びたい  
こう ぶ こう しょう やく ぼ  
甲府公証役場 〒400-0024 山梨県甲府市北口1丁目3-1 055-252-7752

こう けん にん と う き  
後見人の登記について  
とう きやう ほう む ぎやく とう きやう と ち ぶ だ く く だん み なみ  
東京法務局 〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15  
(民事行政部後見登録課) 九段第2合同庁舎 03-5213-1360

こう ぶ ち ほう ほう む ぎやく ほん ぎやく  
甲府地方法務局(本局) 〒400-8520 山梨県甲府市丸の内1丁目1-18  
(甲府合同庁舎) 055-252-7151

べん ご し し ほう しょ し ひ よう こ ま かた  
弁護士・司法書士の費用にお困りの方  
ほう テラス 山梨 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37 0570-078-326

せい ねん こう けん にん ひ う て さが  
成年後見人などの引き受け手を探したい  
やま なし けん べん ご し かい  
山梨県弁護士会 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目8-7 055-235-7202

やま なし けん し ほう しょ し かい やま なし  
山梨県司法書士会リーガルサポート山梨 〒400-0024 山梨県甲府市北口1丁目6-7 055-254-8030

やま なし けん しゃ かい ふく し し かい やま なし  
山梨県社会福祉士会 ぱあとなあ山梨 〒400-0073 山梨県甲府市湯村3丁目11-30 055-269-6280

けん みるん ふく し かん そう だん まど ぐち  
県民の福祉に関する相談窓口  
やま なし けん しゃ かい ふく し きょう ぎ かい  
山梨県社会福祉協議会 〒400-0005 山梨県甲府市北新1丁目2-12 055-254-8610

ち いき ほう かつ し えん ちよう じゆ ほう かつ し えん  
地域包括支援センター(長寿包括支援センター)  
ほく ぶ ちよう じゆ ほう かつ し えん いさわ ちよう かすがい ちよう  
北部長寿包括支援センター(石和町・春日居町) 055-261-1907  
とう ぶ ちよう じゆ ほう かつ し えん み さか ちよう いちのみや ちよう  
東部長寿包括支援センター(御坂町・一宮町) 0553-34-8221  
なん ぶ ちよう じゆ ほう かつ し えん やつ しろう ちよう さかいがわ ちよう あしがわ ちよう  
南部長寿包括支援センター(八代町・境川町・芦川町) 055-225-3368

ち いき そう だん まど ぐち ふえ ふき し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい  
地域の相談窓口(笛吹市社会福祉協議会)  
いさわ ち いま じ む じよ 055-262-1267  
石和地域事務所  
いのみや ち いま じ む じよ 0553-47-2288  
一宮地域事務所  
さかいがわ ち いま じ む じよ 055-266-5911  
境川地域事務所  
あしがわ ち いま じ む じよ 055-298-2170  
芦川地域事務所  
み さか ち いま じ む じよ 055-287-7355  
御坂地域事務所  
やつ しろう ち いま じ む じよ 055-265-2240  
八代地域事務所  
かすがい ち いま じ む じよ 0553-26-3667  
春日居地域事務所

しやう しゃ かた かん そう だん まど ぐち  
おもに障がい者の方に関する相談窓口  
しやう しゃ き かん そう だん し えん  
障がい者基幹相談支援センター 055-262-1274  
しやうがい しゃ ち いま かつ どう し えん ふえ ふき し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい  
障害者地域活動支援センター(笛吹市社会福祉協議会) 0553-34-8080

ふえ ふき し せい ねん こう けん そう だん まど ぐち  
笛吹市における成年後見の相談窓口  
ふえ ふき し やく しよ けん けん 福祉 ぶ ぶく し 総務 課  
笛吹市役所保健福祉部 福祉総務課 055-262-1271  
ふえ ふき し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい こう けん  
笛吹市社会福祉協議会 後見センターふえふき 055-265-5182